

令和 8 年 6 月 16 日  
健康福祉常任委員会資料

# 地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実

## 社会福祉法人の適正運営の確保

福祉部総務課 法人指導官

# 目次

I 社会福祉法人の適正運営の確保 . . . . . 01

II 社会福祉法人への運営支援 . . . . . 08

資料編 10

# I 社会福祉法人の適正運営の確保

## 1 社会福祉法人制度改革への対応

(1) 指導監査、研修会等による周知徹底 (1,565千円)

(目的) ・ 経営組織のガバナンスの強化

・ 事業運営の透明性の向上

・ 財務規律の強化

・ 地域における公益的な取組の責務化等

を柱とする社会福祉法人制度改革の浸透

(内容) ・ 法人向け研修会や県内所轄庁担当者を対象とした研修会等の開催

・ 計画的な指導監査

## 県内法人数（4月1日現在）

所轄庁	県内法人数										所管する法人の考え方		特定法人 数 (注)
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	H27	H28~		
国	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2以上の都道府県 の区域にわたり事 業を行う法人	地域を限定しない で行われる事業等 を行う法人	—
県	本庁 県民局 計	80	80	82	84	86	91	94	95	95	国、指定都市、市が所管する以外の法 人 (県民局は、1県民局の区域内で事業 を行う法人を所管)		13
		76	75	74	74	75	72	73	73	76			
		156	155	156	158	161	163	167	168	171			
神戸市	168	169	169	168	168	168	168	168	159	159	当該市内のみで事 業を行う法人	主たる事務所が神 戸市内にあり、県 内のみで事業を行 う法人	8
中核市 4市 一般市 24市	194 269	197 269	200 272	202 272	203 272	203 274	201 273	201 274	200 270	200 270	当該市内のみで事業を行う法人		西宮市 1
計	788	791	798	800	804	808	809	802	801	801			22

(注) サービス活動収益30億円超または負債60億円超の法人（令和6年度決算）

(2) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業 (26,000千円)

(目的) ・小規模な社会福祉法人等による協働事業の推進を図る

(内容) ・複数法人が参画するネットワークを構築

・参画法人による協働事業の実施

・合同研修や人事交流 等

(補助メニュー)

ア 社会福祉連携推進法人設立の支援

<助成金額> (ア)社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援

1 か所あたり1,500千円

(イ)先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施

1 か所あたり1,000千円

<令和8年度補助予定> (ア)(イ) 各2か所

イ 法人間連携プラットフォームの設置運営

<助成金額> (ア)社会福祉法人等関係者会議の開催

1 か所あたり1,300千円

(イ)地域貢献のための協働事業

1 か所あたり4,000千円

(ウ)福祉・介護人材の確保・定着のための取組の推進

1か所あたり4,000千円

(エ)参画法人の事務処理部門の集約・共同化

1か所あたり3,200千円

(オ)ICT技術導入支援

1か所あたり2,000千円

<補助実績> 令和6年度1件、7年度1件

<令和8年度補助予定> (ア)～(オ) 各2か所

### (3) 社会福祉連携推進法人制度の促進

(目的) 社会福祉事業に取り組む社会福祉法人、NPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進

(法人数) 県内：3

(県所管：令和4年8月1日認定、日の出医療福祉グループ

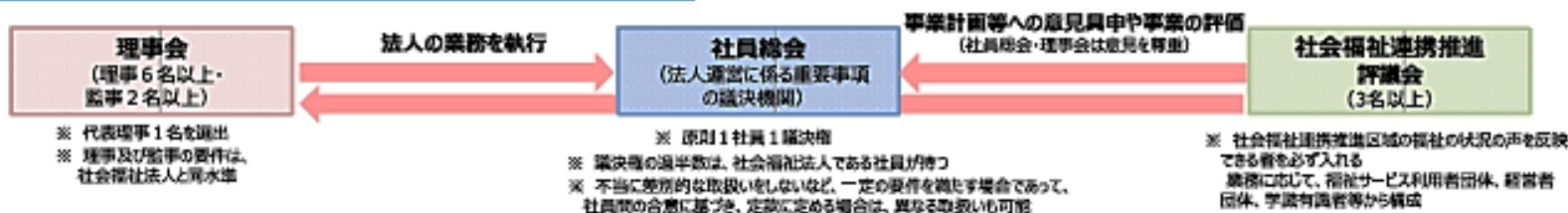
神戸市所管：令和7年2月20日認定、神戸繋がりの会、

令和7年3月12日認定、カムカムコウベ )

## 社会福祉連携推進法人制度の概要

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設し、令和4年4月に施行。
- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。  
⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。

### 社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)



#### 【法人運営のポイント】

- 社会福祉連携推進区域(業務の実施地域。実施地域の範囲に制約なし)を定め、社会福祉連携推進方針(区域内の連携推進のための方針)を決定・公表
- 社会福祉連携推進業務の実施(以下の6業務の中から全部又は一部を選択して実施)
- 上記以外の業務の実施は、社会福祉連携推進業務の実施に支障のない範囲で実施可(社会福祉事業や同様の事業は実施不可)
- 社員からの会費、業務委託費等による業務運営(業務を遂行するための寄附の受付も可)
- 社員である法人の業務に支障が無い範囲で、職員の兼務や設備の兼用可(業務を遂行するための財産の保有も可)

①地域福祉支援業務	②災害時支援業務	③経営支援業務	④貸付業務	⑤人材確保等業務	⑥物資等供給業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域貢献事業の企画・立案</li> <li>・ 地域ニーズ調査の実施</li> <li>・ 事業実施に向けたノウハウ提供 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急物資の備蓄・提供</li> <li>・ 被災施設利用者の移送</li> <li>・ 避難訓練</li> <li>・ BCP策定支援 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営コンサルティング</li> <li>・ 財務状況の分析・助言</li> <li>・ 事務処理代行 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採用・募集の共同実施</li> <li>・ 人事交流の調整</li> <li>・ 研修の共同実施</li> <li>・ 現場実習等の調整 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紙おむつやマスク等の物資の一括調達</li> <li>・ 給食の供給 等</li> </ul>

会費等の支払・社員総会での議決権行使

業務を通じて個々の社員の経営を支援

#### 【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要



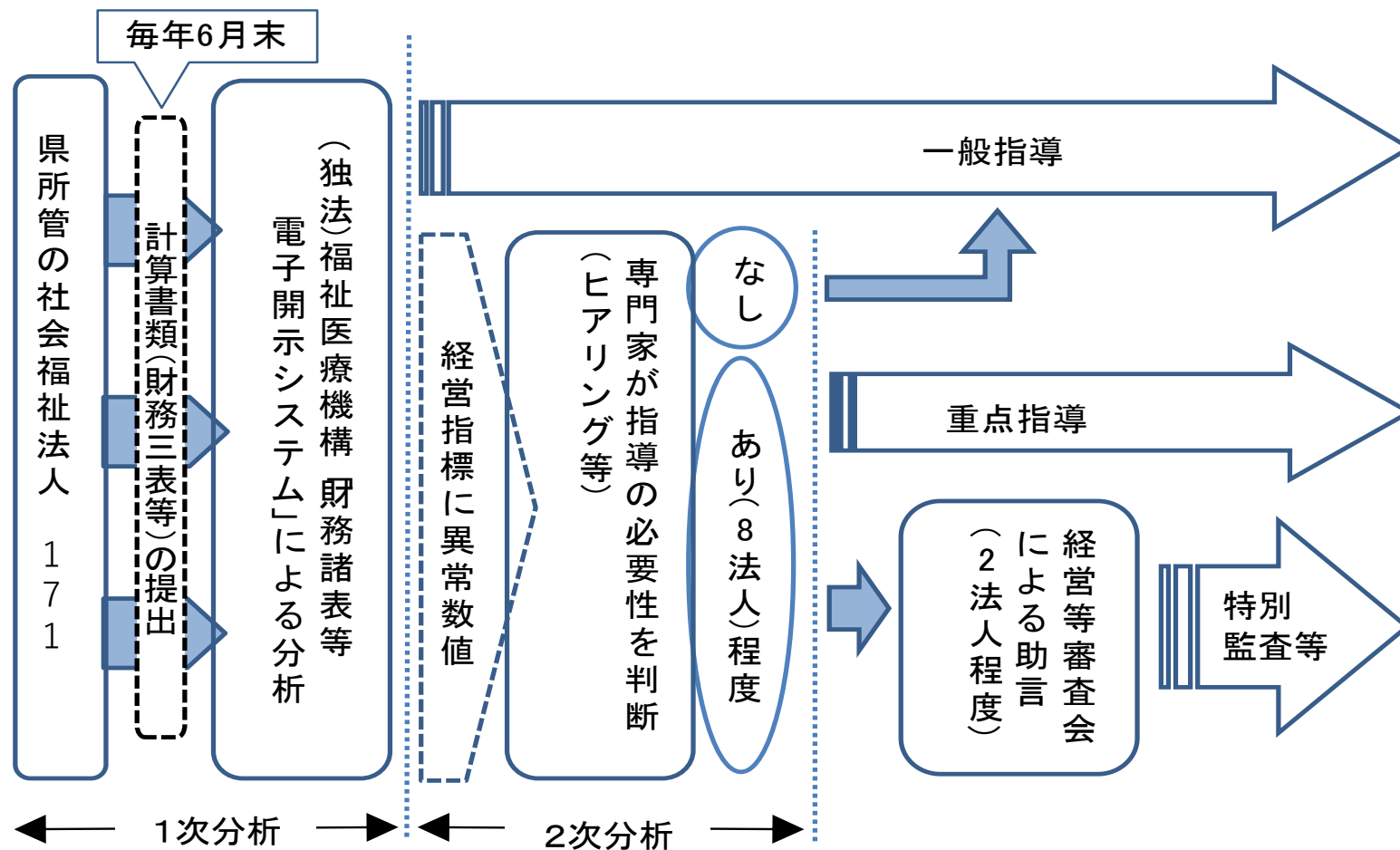
※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいすれか)  
認定・指導監督

## 2 社会福祉法人経営指導強化事業 (350千円)

(目的) ・ 経営不振の社会福祉法人の課題を早期に発見し、経営適正化に向けた指導を行う

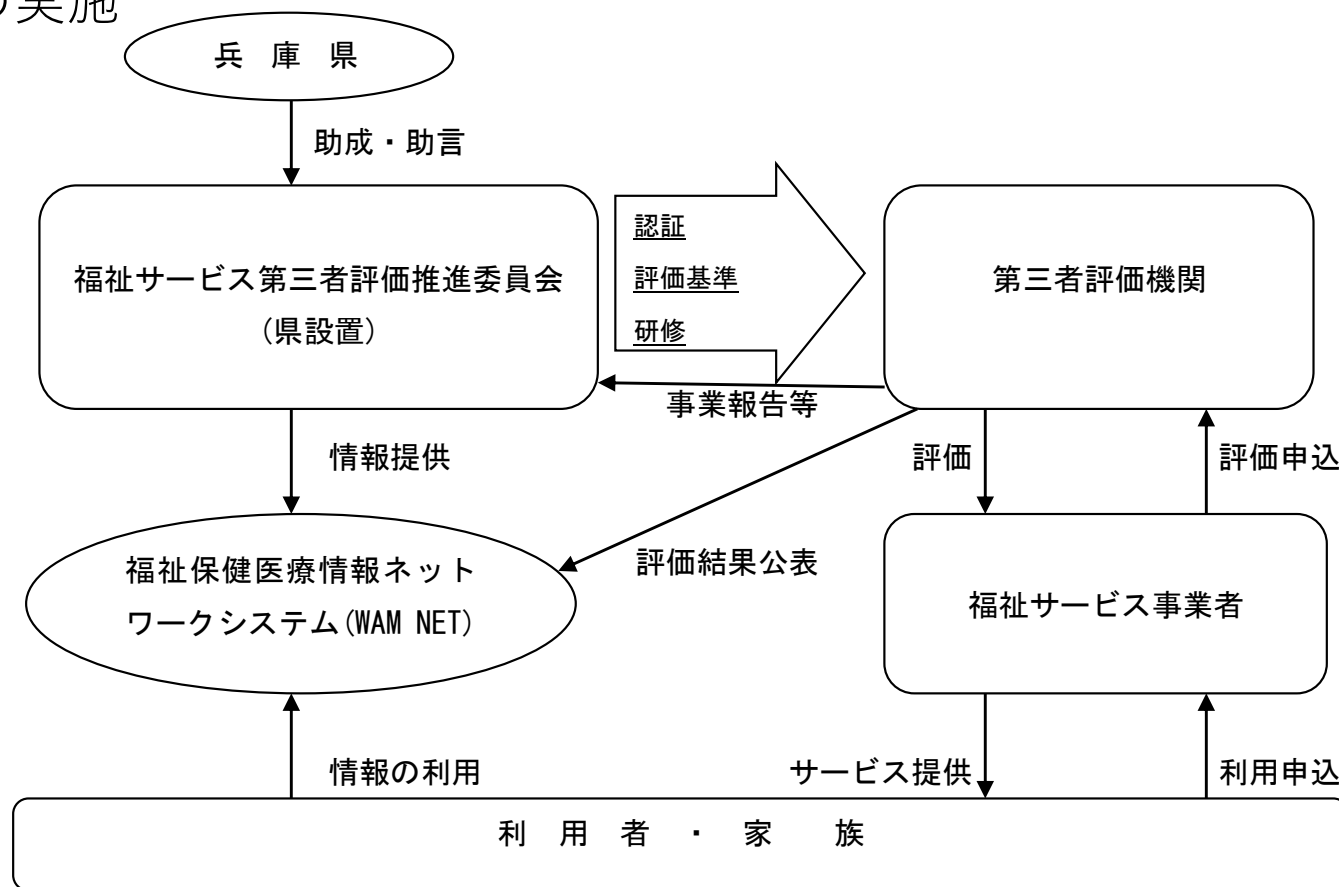
(内容) ・ 公認会計士等による財務分析 等



### 3 福祉サービス第三者評価事業 (575千円)

(目的) 福祉サービスの質の一層の向上、利用者のより適切なサービス選択

(内容) 第三者評価の質の向上を図るための評価調査者フォローアップ研修等の実施



※ 評価結果は、評価機関がWAM NET を利用し、インターネット上で公表している。

## II 社会福祉法人の運営支援

### 1 民間社会福祉施設運営支援事業 (282,200千円)

(目的) ・施設利用者の処遇向上を図る

(内容) ・利用者処遇に直接影響のある施設職員を基準より多く配置している施設に対し、人件費を補助する

(対象施設) 県所管民間社会福祉施設

年度	令和5	令和6	令和7
施設数	386	380	372

## 2 社会福祉施設整備資金借入金に対する利子補助 (1,562千円)

(目的) ・ 施設整備の推進

(内容) ・ 民間社会福祉施設（措置施設に限る）の新築・増築等を行うにあたり、独立行政法人福祉医療機構から資金を借り入れた場合、その利子の一部を補助する

(対象施設) 救護施設、児童養護施設、養護老人ホーム等

## 3 民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業の掛金補助 (1,338,014千円)

(根拠) ・ 社会福祉施設職員等退職手当共済法

(内容) ・ 民間社会福祉施設（介護保険施設等を除く）に勤務する職員を対象として退職共済事業へ補助する

(共済事業実施主体) 独立行政法人福祉医療機構

(負担割合) ・ 国補助1/3、県補助1/3、事業者掛金1/3

## 資料編

## (1) 社会福祉法人等の指導・監査実績

区分	令和6年度						令和7年度						
	対象数	実施数	指摘法人数等	行政措置件数(注1)	報酬等返還件数	報酬等返還額(千円)	対象数	実施数	指摘法人数等	行政措置件数(注1)	報酬等返還件数	報酬等返還額(千円)	
社会福祉法人	168	39	33	0	—	—	169	55	42	1	—	—	
介護保険	居宅系	2,053	270	222	0	11	4,706	2,041	296	197	2	15	3,486
	施設系	261	58	48	0	3	1,029	263	69	52	1	4	68,673
障害福祉	居宅系	1,443	184	127	0	13	3,198	1,448	150	107	0	8	1,798
	施設系	767	96	77	3	20	21,078	805	120	87	4	20	13,701
保育所、認定こども園等(注2)	1,384	277	117	0	—	—	1,394	282	96	0	—	—	
その他児童福祉施設(注3)	105	3	2	0	—	—	108	5	1	0	—	—	
その他社会福祉施設(注4)	780	124	100	3	13	14,165	847	128	86	1	18	30,966	
計	6,961	1,051	726	6	60	44,176	7,075	1,105	668	9	65	118,624	

(注1) 行政措置件数：改善勧告、改善命令、効力の停止、指定取消の合計

(注2) 保育所、認定こども園、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業

(注3) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、小規模住居型児童養育事業など

(注4) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、障害児通所施設、障害児入所施設

## (2-1) 指導・監査での主な指摘事項

対 象	内 容	
社会福祉法人	評議員・ 評議員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決議の省略手続により実施された理事会及び評議員会の手続不備</li> <li>・ 役員の適格性を説明する資料の添付もれ</li> </ul>
	理事、監事等・ 理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評議員会の招集に必要な事項の決議もれ</li> <li>・ 理事長の職務執行状況報告の不備</li> <li>・ 次期監事選任に係る在任監事の同意手続の不備</li> </ul>
	役員等の報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬支給基準、報酬総額に係る評議員会の決議もれ</li> <li>・ 無報酬の役員に対する交通費の一律支給</li> <li>・ 役員報酬支給基準に定めるべき事項の不備</li> </ul>
	財産管理・ 会計管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計責任者、固定資産管理責任者、出納職員の任命手続の不備</li> <li>・ 随意契約の手続の不備</li> <li>・ 寄附金受入れ手続の不備</li> </ul>
	情報の公表・ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最新の定款が未公表</li> </ul>

## (2-2) 指導・監査での主な指摘事項

対 象	内 容	
介護保険サービス 事業所・施設	施設運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護報酬請求が不適正</li> <li>・身体拘束等の適正化の対策の不備</li> <li>・運営規程の不備</li> <li>・職員の配置状況が不明瞭</li> </ul>
	利用者処遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス計画の未作成又は手続の不備</li> </ul>
障害福祉サービス 事業所・施設	施設運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付費請求が不適正</li> <li>・運営規程の不備</li> </ul>
	利用者処遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス計画の未作成又は手続の不備</li> <li>・避難訓練の未実施</li> </ul>
保育所・認定こども 園	施設運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練の実施回数不足</li> <li>・職員の配置不足</li> </ul>
	利用者処遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー対応の手順書の不備</li> <li>・苦情対応窓口の未周知</li> </ul>

## (3) 令和8年度研修会等の開催予定

区 分	実 施 内 容
県内所轄庁職員向け 研修会等	令和8年4月 : 監査指導担当職員新任研修 同 年6月 : 県・一般24市法人指導担当者研修会 (指導監査) 同 年7月頃 : 県・神戸市・中核4市法人指導担当者 意見交換会
社会福祉法人向け 研修会	対象：県所管の法人の理事、監事、事務局職員、 会計担当者等 令和8年10月頃開催